

平成14年5月教育委員会定例会会議録

付議事項

議案第 3号 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例（案）について

森総務課長から、この制度は定時制または通信制課程に通っている勤労青少年に月額12,000円～14,000円を貸し付ける制度であり、国の補助事業となっている。

今回諮るのは、貸し付け条件の改正であり、従来、他の制度との重複を避ける項目として、昨年度までの「日本育英会の貸与を受けていない者」という項目に加えて国の実施要領に、新たに生涯学習課で本年度から実施している「県の修学奨励金を受けていない者」という項目が追加されたので、当該条例にも1項目追加したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 4号 社会教育法第9条の4第4号の規定に基づく社会教育主事の資格の認定に関する要項の一部改正について

一山生涯学習課長から、文部科学省が昨年6月に、社会教育行政の活性化を図るという観点から、社会教育主事の資格要件を緩和し、資格認定のための実務経験として評価できる業務を新たに指定するとともに、社会教育に関係のある職及び教育に関する職の追加並びに認定に要する在職年数を変更したことに伴い、県教育委員会が行う社会教育主事の資格認定に関する基準を一部改正する必要が生じたため改正したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

委員から、第2条第5号中「社会教育関係団体等」とあるが、どこでそれを判断するのか、例えば申請が出てきた時点で判断するのか、先に定めておくのか等具体的にどう考えているかとの問いに、「等」というのは曖昧な形であるが、いまの段階ではどういう対象がでてくるのか想像がつかないところがあるので、今後一つ一つの事例について対応していく考えである。従って先に定めておくことは考えていないと答弁したのに対し、要項での規定は

それでいいが、資格要件に関わる問題なので、どれが該当するのかきちんとしておく方がいいと思う。生涯学習課を中心に色々なケースに対応できるよう検討されたい。また、社会教育主事資格というのは今の学校教育と関わって非常に大事なものであり、学校教育の中に社会教育主事資格をもった専門家がいるということの意味は大きいと思う。今後の教員研修の一つに社会教育主事講習等に積極的に参加できるようなシステムを是非検討してほしいとの要望があった。

議案第 5号 和歌山県立図書館協議会委員の任命について

一山生涯学習課長から、新委員に和歌山県立文書館長 小谷正氏及び、和歌山県高等学校教育研究会視聴覚部会会長 中公之氏を任命したい、また任期は前任者の残任期間である平成15年9月30日までであるとの説明があり、審議の結果原案どおり決定した。

議案第 6号 和歌山県指定文化財の指定について

太田文化財課長から、本委員会から諮問をしていた県指定文化財について、和歌山県文化財保護審議会からの答申の結果、有形文化財建造物として和歌山市梶取にある総持寺一件総門・本堂・鐘楼の三棟、付け足りとして総門の左右袖壁（潜門付）二棟、次に、有形文化財美術工芸品古文書として、湯浅町の栖原にある施無畏寺が所有している崎山家文書一卷、同じく施無畏寺所有で有形文化財美術工芸品古文書として、紙本淡彩施無畏寺境内絵図一幅を指定したい旨の説明があり、審議の結果、議案どおり決定した。なお、今回の指定により、有形文化財建造物が51件に、有形文化財美術工芸品が193件になった。

委員から、県指定文化財になった場合、県から補助金等が出るのかという問いに、文化財課長から、少額だが出ると答弁があった。また、所有者は指定されたことによりどういう制約を受けるのかという問いに、現状に変更を加えたり、美術工芸品であれば所有者が代わった場合に届けなければならない。また建造物であれば30年に1度大修理をしなければならないと答弁があった。変更を加えられないために指定するのではないのかとの問いに、

指定した際の現状を維持するために県立博物館で預かったり、場合によってはお寺や神社の宝物殿等を造って、そこで保管してもらおう。その場合、国の補助金が出ると答弁があった。

また、委員から今回の指定は県指定となっているが、次に国指定となる等順序があるのかと質問があり、発掘や、未指定であっても国の専門官が重要文化財として指定する場合もあるが、通常は市町村指定、県指定を経て国指定となる。ただし、あくまでも所有者の意志を尊重し同意を得て指定を行っているとの答弁があった。

議案第 7号 平成14年度和歌山県教科用図書選定審議会委員について

山崎学校教育課長から教科用図書選定審議会委員についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 8号 平成14年度体育指導委員功労者表彰候補者の推薦(案)について

谷口スポーツ健康課長から推薦者についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 9号 平成14年度体育功労者及び社会体育優良団体表彰候補者の推薦(案)について

スポーツ健康課長から推薦者についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。